

福井市林業研修資格取得事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市林業研修資格取得事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 森林の管理を行う専門的かつ高度な知識を有する質の高い担い手や、現場の抱える課題に的確に対応できる林業経営者を育成するため、林業に必要な安全教育や技能講習、県外での高度な専門的知識の習得を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は各号に定めるところによる。

(別表第1)

(1)	自伐林家	自己所有森林において自分自身が施業する者で、かつ、「山の市場」へ木材を搬出している者又はU・I・Jターンのにより新規に就業した者若しくは伐採届(森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届出書)を提出し施業を行っていることを証明できる者
(2)	自伐型林業者	自己所有森林がなく森林の経営や管理、施業を自ら行う者で、かつ、「山の市場」へ木材を搬出している者又はU・I・Jターンのにより新規に就業した者若しくは伐採届(森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届出書)を提出し施業を行っていることを証明できる者
(3)	免許	労働安全衛生法第72条に該当する免許
(4)	技能講習	労働安全衛生法第76条第1項に該当する技能講習でその区分は別表第18に掲げるもの
(5)	安全衛生特別教育講習	労働安全衛生法第59条第3項に該当する安全衛生教育
(6)	安全衛生教育講習	労働安全衛生法第60条の2に該当する安全衛生教育
(7)	着手	講習、研修会等の受講

(事業主体)

第4条 事業主体は、福井市内に在住又は事業所若しくは営業所を有する次に掲げる者とする。ただし、新たに講習等を受講する者のみとする。また、森林組合においては、福井市一般業務競争入札参加資格を有する者を含むものとする。

(別表第2)

(1)	森林組合の作業班員
(2)	林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づき、知事の認定を受けた福井市内に住所を有する林業事業体の現場社員
(3)	自伐林家又は自伐型林業者で、造林若しくは伐採搬出等の現場作業に従事する者又は計画している者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象外とする。

- (1) 国又は県の同一目的の支出金、補助金等の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者

(対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、質の高い担い手を育成するため、林業に必要な高度な技術や資格を取得する事業及び国が開催する県外研修会等への参加経費を支援する事業とする。

補助対象となる講習等は、次に掲げるものとする。

(別表第3)

資格名	種類
林業架線作業主任者免許	免許
無人航空機操縦士（ドローンの国家資格）	免許
地山の掘削作業及び土止め支保工作業主任者技能講習	技能講習
はい作業主任者技能講習	技能講習
車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習	技能講習
不整地運搬車運転技能講習	技能講習
フォークリフト運転技能講習	技能講習
小型移動式クレーン運転技能講習	技能講習
玉掛技能講習	技能講習
無線技士	技能講習
高所作業車運転技能講習	技能講習
伐木等の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
移動式クレーン運転業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
移動式クレーン玉掛業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
ロープ高所作業特別教育	安全衛生特別教育講習
刈払機取扱作業安全衛生教育	安全衛生教育講習
チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
チェーンソー以外の振動工具取扱作業安全衛生教育	安全衛生教育講習
機械装置集材装置運転業務従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
林内作業車を使用する集材作業従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
造林作業の作業指揮者等安全衛生教育	安全衛生教育講習
林材業リスクアセスメント実務研修	安全衛生教育講習
職長・安全衛生責任者教育研修	安全衛生教育講習

国が開催する県外研修会等は、次に掲げるものとする。

(別表第4)

国が開催する県外研修会内容

地域林政アドバイザーの育成に係る研修
森林総合監理士（フォレスター）の育成に係る研修
森林施業プランナーの育成に係る研修

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条に掲げる者が別表第3の講習を受講した場合は、負担した受講料（テキスト代除く）又は受験料とする。第4条に掲げる者が別表第4の研修会を受講した場合は、負担した研修に係る旅費及び研修所等の宿泊経費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額とする。補助限度額は100,000円を上限とする。ただし、補助額は千円未満切捨てとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助事業に着手する前までに、林業研修資格取得事業交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実施計画書(様式第1号-1)
- (2) 収支予算書(様式第1号-2)
- (3) 研修会等の開催要領の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、林業研修資格取得事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 交付決定前の着手は、補助対象外とする。

（補助事業の変更）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、市長に林業研修資格取得事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第3号-1）をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第4号-1）を承認の申請をした者に通知するものとする。

(中止又は廃止)

第12条 交付決定の後、補助事業者は、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、林業研修資格取得事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書(様式第4号-1)を承認の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかに林業研修資格取得事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実績書(様式第5号-1)
- (2) 収支決算書(様式第5号-2)
- (3) 免許書又は修了証の写し
- (4) 受講料又は受験料の領収書の写し(別表第3の研修の場合)
- (5) 受講費用が分かる書類の写し(別表第4の研修の場合)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、林業研修資格取得事業補助金額確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第15条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、林業研修資格取得事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者から概算払又は前金払による補助金交付請求書が提出された場合には、規則第14条第2項の規定により、市長が特に必要があると認められるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

(関係図書の保存)

第16条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。